

日本国 JCM 登録簿の利用に係る
各種手続に関する手順書

2025 年 6 月 10 日版

目次

1	はじめに	1
2	法人等保有口座	1
3	クレジットの移転	2
4	各種手続き	2
5	JCM 指定実施機関（JCMA）に対して電子媒体を電子メールで送付することによる 手続き	4
5.1	提出書類・提出先	4
5.2	申請書の記入方法	5
6	日本国 JCM 登録簿の利用可能時間	21
7	情報公開について	21
8	フィッシング詐欺について	21
9	改定履歴	22

1 はじめに

内国法人及び外国法人は、JCM クレジットを管理するための法人等保有口座¹を日本国 JCM 登録簿に開設し、JCM クレジットの発行や、保有する JCM クレジットの無効化や自主取消し、他の保有口座へ移転することができます。

「日本国 JCM 登録簿の利用に係る各種手続に関する手順書」は、法人等保有口座を開設する法人に対して、各種の申請等の手順を説明したものです。また、日本国 JCM 登録簿の具体的な操作方法は、「JCM 登録簿システム操作マニュアル」をご参照ください。

日本国 JCM 登録簿は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（以下「温対法施行令」という。）及び「国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令」（以下「口座簿省令」という。）等に基づき運営されています。また、日本国 JCM 登録簿の具体的な操作方法は、「JCM 登録簿システム操作マニュアル」をご参照ください。

2 法人等保有口座

- 口座は一法人につき一口座のみ開設することができます。
(法人の登記事項証明書や定款等が必要です。)
- JCM クレジットの発行・譲渡を受ける法人は、あらかじめ口座を開設する必要があります。
- 口座開設には通常 2 週間程度かかります。
- 口座は譲渡不可です。
- 法人等保有口座における JCM クレジットの管理等には、ログイン ID とパスワードが必要です。ログイン ID とパスワードは口座名義人に付与されます。
- 記録事項に変更があった場合には、その変更内容に応じて、その都度、記録事項の変更申請を行う又は自ら日本国 JCM 登録簿上で操作を行うことにより記載事項を変更することが必要です。
- 自ら日本国 JCM 登録簿上で操作を行うことにより、口座の残高明細に係る記載事項及び振替記録等を PDF ファイルとしてダウンロードすることができます。なお、口座の残高明細に係る記載事項については、様式第七を用いて申請することにより、証明書を発行することも可能です。
- 口座の開設、維持、担当部署・担当者関連の記録事項の変更及び記載事項の証明書発行のうち、以下の手続きには手数料の納付が必要です。
 - 法人等保有口座の開設： 14,400 円
 - 記載事項の証明書の発行： 1,200 円

¹ 京都議定書上のクレジットや J-クレジット等を保有・取引するための口座ではありません。

3 クレジットの移転

- 口座名義人は、自ら日本国 JCM 登録簿上で操作を行う又は JCM 指定実施機関(JCMA) に申請を行うことにより、自身の保有口座にある JCM クレジットを他の口座に移転することができます。

移転の完了時には、移転元と移転先の口座名義人の双方に電子メールによる完了通知が届きます。

※ 温対法及び温対法施行令によって、JCM クレジットの移転を行う場合、手数料(2,500 円)の納付が必要です。そのため、移転の手続きについては登録簿上の操作ではなく、JCM 指定実施機関(JCMA)に対して申請様式及び添付資料を電子媒体にてメール送付する必要があります。(ただし、2020 年以前に実現した排出削減・吸収に由来するもので、2025 年 4 月 1 日以降に発行された JCM クレジットの移転に関しては手数料の納付は不要です。手数料納付の対象とならないクレジットの移転についても同様に、申請様式等を電子媒体にてメール送付する必要があります。)

必要書類の送付後、手数料が必要な場合はその納付が確認でき次第、JCM 指定実施機関(JCMA)がクレジットの移転作業を行います。

手数料は、指定の銀行口座への振込により納付してください。振込先の銀行口座の情報は申請をいただいた後にご連絡いたします。

4 各種手続き

日本国 JCM 登録簿の利用に係る各種手続きは、その種類によって、(a) JCM 指定実施機関(JCMA)に対して申請書等の電子媒体を電子メールで送付して行う手続き、又は (b) 日本国 JCM 登録簿上で操作して行う手続き、のいずれかに分かれます。

(a) 電子メールによる申請の手続き

申請書等は JCM 指定実施機関(JCMA)に提出します。具体的な申請方法及び注意点は、本手順書「5.2 申請書の記入方法」をご参照ください。また、申請書ごとの記入例やチェックリストは、以下の URL をご参照ください。

<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>

電子メールによる申請の種類	申請様式	処理期間の目安
(1) 法人等保有口座の開設申請	様式第一	2 週間
(2) 記録事項の変更申請(法人の名称、代表者の氏名、本店等の所在地、電話番号及び部署名の変更)	様式第二	2 週間
(3) 信託の記録申請	様式第三	2 週間

(4) 信託の記録の抹消申請	様式第四	2 週間
(5) 受託者の変更による国際協力排出削減量の振替等申請	様式第五	2 週間
(6) 信託の記録の変更申請	様式第六	2 週間
(7) 法人等保有口座の記録事項の証明申請	様式第七	2 週間
(8) 法人等保有口座の廃止申請	様式第八	2 週間
(9) ログイン ID・パスワード再発行／初期化申請書	様式第九	2 週間
(10) JCM クレジットの振替の申請（法人等保有口座間での移転の場合）	様式第十	2 週間

(b) 日本国 JCM 登録簿上での操作による手続き

パソコンからインターネットを通じて操作します。具体的な操作方法は、「JCM 登録簿システム操作マニュアル」をご参照ください。

「JCM 登録簿システム操作マニュアル」については以下の URL をご参照ください。

<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Summary/Summary.html>

日本国 JCM 登録簿上での操作の種類	処理期間の目安
(1) 記録事項の変更（担当者の氏名等、口座簿省令第 5 条以外の事項）	即時
(2) JCM クレジットの振替の申請（クレジットの無効化や取消等、政府保有口座に無償で移転する場合）	2 週間

5 JCM 指定実施機関（JCMA）に対して電子媒体を電子メールで送付することによる手続き

5.1 提出書類・提出先

① 提出物は申請書と添付書類です²。

申請書への記載事項、添付書類は内国法人と外国法人で異なります。各種申請書の記載事項、添付書類については「5.2 申請書の記入方法」をご参照ください。

② 提出先は下記窓口です。

<JCM 実施機構（JCMA）>

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-22-5 住友不動産本郷ビル 7F

公益財団法人地球環境センター JCM 実施機構（JCMA）

Tel: 03-6801-8860

Email: jcma-registry@gec.jp

JCM 指定実施機関（JCMA）窓口に到達した日を受領日といたします。

² 同時に複数の申請をする場合、添付書類は一式だけで構いません。

5.2 申請書の記入方法

(1) 法人等保有口座の開設申請（様式第一）

① 申請書の様式

申請書の様式第一を以下のウェブサイトからダウンロードし、同じページの記入例を見て作成してください。

(<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>)

② 申請書記載事項・添付書類

【内国法人の場合】

<申請書記載事項>

- 申請日
- 法人等保有口座の開設を受けようとする法人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の日本語表記（添付書類の日本語表記と合っていること）、並びにそれぞれの英語表記（添付書類に英語表記がある場合はそれと合っていること）
- 法人等保有口座の開設を受けようとする法人の代表電話番号（添付書類に代表電話番号がある場合はそれと合っていること）
- JCM クレジットの取得、保有及び移転を行う担当者（Account Holder: AH）の氏名、電子メールアドレス、部署の名称、所在地、及び電話番号の英語表記、並びに必要項目の日本語表記
（振替の完了等をお知らせしますので、日常使用している電子メールアドレスを登録してください）
- JCM クレジットの取得、保有及び移転を行う内部承認者（Super Account Holder: SAH）の電子メールアドレス

<添付書類>

- 登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの、内国法人名称、本店等所在地、代表者氏名についての記載があれば種類は問いません）
- 定款（申請時点で最新のもの、原本証明は不要です）

【外国法人の場合】

<申請書記載事項>

- 申請日
- 法人等保有口座の開設を受けようとする法人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語表記（添付書類に英語表記がある場合はそれと合っていること）
- 法人等保有口座の開設を受けようとする法人の代表電話番号（添付書類に代表電話番号がある場合はそれと合っていること）

- 法人等保有口座の開設を受けようとする法人の代表者の署名
- JCM クレジットの取得、保有及び移転を行う担当者 (Account Holder: AH) の氏名、電子メールアドレス、部署の名称、所在地、電話番号の英語表記
(振替の完了等をお知らせしますので、日常使用しているアドレスを登録してください)
- JCM クレジットの取得、保有及び移転を行う内部承認者 (Super Account Holder: SAH) の電子メールアドレス

<添付書類>

- 英語又は日本語による、当該法人の名称、代表者氏名、住所及び当該法人が本店等の所在地を有する国（以下「本国」という。）で適法に設立及び存在することについて記した本国官庁の認証がある文書
- 英語又は日本語による、公証人の認証等で原本の正写であることが示された当該法人の代表者のパスポートの写し又は公的機関が発行した署名証明書
- 英語又は日本語による、当該法人の設立目的や事業内容を示す定款等の文書
- 英語又は日本語ではない文書を添付する場合は、当該文書を英語又は日本語に訳した文書及び当該訳について公証人が認証した宣誓書

③ 注意事項

- AH と SAH は別の人及び別の電子メールアドレスとしてください。

④ 誓約書の提出

日本国 JCM 登録簿を利用頂くにあたり誓約頂きたい事項（JCM クレジットの二重計上及び二重使用の禁止、情報の提供、免責事項への同意など）を定めた誓約書のご提出をお願い致します。誓約書の様式は以下のウェブサイトからダウンロードし、作成してください。作成に当たっては、1 頁目に（法人にあっては代表者の方の、個人にあっては当該個人の方の）登録印の押印又は署名をお願い致します。なお、原本のご提出は不要ですので、当該押印又は署名された誓約書のスキャンした PDF ファイルをご提出ください。

https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/letter_of_commitment.docx

⑤ 送付先

- 申請書、添付書類及び誓約書を JCM 指定実施機関（JCMA）の以下のメールアドレスに件名を指定して送付してください。

jcma-registry@gec.jp

Subject: 【JCM 登録簿：様式第一】 申請者名

⑥ 手数料の納付

口座の開設には手数料（14,400 円）の納付が必要です。手数料は、指定の銀行口座への振込により納付してください。振込先の銀行口座の情報は申請をいただいた後にご連絡いたします。

⑦ 申請後の処理

- 法人等保有口座の開設後、JCM 指定実施機関（JCMA）から電子メールで手続き完了を英文で通知します。また、口座番号、ログイン ID、初期パスワード、OTP(ワンタイムパスワード)認証用ログイン ID、初期パスワードなど、日本国 JCM 登録簿を利用するために必要な事項を記載した英文の「口座情報通知書」を、法人等保有口座の開設申請書に記載された「JCM クレジットの取得、保有及び移転を行う担当者」に英文でメールします。
- この通知書は大切に保管してください。

(2) 記載事項の変更申請（様式第二）

① 申請書の様式

申請書の様式第二を以下のウェブサイトからダウンロードし、同じページの記入例を見て作成してください。

(<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>)

② 申請書記載事項・添付書類

【内国法人の場合】

< 申請書記載事項 >

- 申請日
- 法人等保有口座の開設を受けようとする法人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の日本語表記（添付書類の日本語語表記と合っていること）、並びにそれぞれの英語表記（添付書類に英語表記がある場合はそれと合っていること）
- 法人等保有口座の開設を受けようとする法人の代表電話番号（添付書類に代表電話番号がある場合はそれと合っていること）
- AH の氏名、電子メールアドレス、部署の名称、所在地、及び電話番号の英語表記、並びに必要項目の日本語表記
- SAH の電子メールアドレス
- 記載事項に変更がある箇所の変更内容

<添付書類>

- 登記事項証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの、内国法人名称、本店等所在地、代表者氏名についての記載があれば種類は問いません）
- 定款（申請時点で最新のもの、原本証明は不要です）

【外国法人の場合】

<申請書記載事項>

- 申請日
- 法人等保有口座の開設を受けようとする法人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語表記（添付書類に英語表記がある場合はそれと合っていること）
- 法人等保有口座の開設を受けようとする法人の代表電話番号（添付書類に代表電話番号がある場合はそれと合っていること）
- 法人等保有口座の開設を受けようとする法人の代表者の署名
- AH の氏名、電子メールアドレス、部署の名称、所在地、電話番号の英語表記
- SAH の電子メールアドレス
- 記載事項に変更がある箇所の変更内容

<添付書類>

- 英語又は日本語による、口座名義人の名称、代表者氏名、住所及び口座名義人が本国で適法に設立及び存在することについて記した本国官庁の認証がある文書
- 英語又は日本語による、公証人の認証等で原本の正写であることが示された口座名義人の代表者のパスポートの写し又は公的機関が発行した署名証明書
- 英語又は日本語ではない文書を添付する場合は、当該文書を英語又は日本語に訳した文書及び当該訳について公証人が認証した宣誓書

③ 送付先

- 申請書および添付書類を JCM 指定実施機関（JCMA）の以下のメールアドレスに件名を指定して送付してください。

jcma-registry@gec.jp

Subject: 【JCM 登録簿：様式第二】申請者名

③ 注意事項

- 申請には変更後の内容の証明書類が必要なため、申請はこれら証明書類が変更された後に行ってください。

④ 申請後の処理

- 法人等保有口座の記載事項の変更後、JCM 指定実施機関 (JCMA) から電子メールで手続き完了を英文で通知します。

(3) 信託の記録の申請 (様式第三)

(a) 【信託の委託者から信託の受託者への JCM クレジットの振替により当該 JCM クレジットが信託財産となる場合 (申請者=委託者)】

① 申請書の様式

申請書の様式第三を以下のウェブサイトからダウンロードし、同じページの記入例を見て作成してください。

(<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>)

② 申請書記載事項・添付書類

<申請書記載事項>

- 信託の記録をする法人等保有口座 (振替先口座=受託者の法人等保有口座) の口座番号及び口座名義人の名称
- 信託の記録に係る JCM クレジットの数量及び識別番号
(以下「信託の記録に係る事項」に記載)
- 委託者、受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め
- 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所
- 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所
- 信託法第 185 条第 3 項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨
- 信託法第 258 条第 1 項に規定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨
- 公益信託ニ関スル法律 (大正 11 年法律第 62 号) 第 1 条に規定する公益信託であるときは、その旨
- 信託の目的
- 信託財産の管理の方法
- 信託の終了の事由
- その他の信託の条項

<添付書類>

- 登記事項証明書 (発行日から 3 ヶ月以内のもの、内国法人名称、本店等所在地、

代表者氏名についての記載があれば種類は問いません)

- 定款（申請時点で最新のもの、原本証明は不要です）
- 申請の原因を証明する書面（当該申請に係る事項が記載された書面に利害関係人の記名、押印又は署名のあるもの。提出者の原本証明は不要です。）

③ 送付先

- 申請書および添付書類を JCM 指定実施機関（JCMA）の以下のメールアドレスに件名を指定して送付してください。

jcma-registry@gec.jp

Subject: 【JCM 登録簿：様式第三】 申請者名

④ 振替の申請・手数料の納付

信託の委託者から信託の受託者への JCM クレジットの振替により当該 JCM クレジットが信託財産となる場合、同時に JCM クレジットの振替の申請を行う必要があります。その手続きについては「10. JCM クレジットの振替の申請（法人等保有口座間の移転の場合・様式第十）」を参照してください。

(b) 【受託者の法人等保有口座において JCM クレジットが信託財産となる場合（申請者＝受託者）】

① 申請書の様式

申請書の様式第三を以下のウェブサイトからダウンロードし、同じページの記入例を見て作成してください。

(<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>)

② 申請書記載事項・添付書類

<申請書記載事項>

- 信託の記録をする法人等保有口座（受託者の法人等保有口座）の口座番号及び口座名義人の名称
- 信託の記録に係る JCM クレジットの数量及び識別番号
- その他「信託の記録に係る事項」に記載すべきもの

<添付書類>

- 登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの、内国法人名称、本店等所在地、代表者氏名についての記載があれば種類は問いません）
- 定款（申請時点で最新のもの、原本証明は不要です）
- 申請の原因を証明する書面（当該申請に係る事項が記載された書面に利害関係人の記

名、押印又は署名のあるもの。提出者の原本証明は不要です。)

③ 送付先

- 申請書および添付書類を JCM 指定実施機関 (JCMA) の以下のメールアドレスに件名を指定して送付してください。

jcma-registry@gec.jp

Subject: 【JCM 登録簿：様式第三】 申請者名

④ 手数料の納付

手数料の納付は不要です。

⑤ 注意事項

受益者又は委託者が受託者に代位して信託の記録の申請を行う場合は、申請書の欄外に代位の原因を示すと共に、代位の原因及びその JCM クレジットが信託財産に属することを証明する資料を提出してください。

(4) 信託の記録の抹消の申請 (様式第四)

(a) 【信託の記録を抹消して JCM クレジットを国内移転する場合】

① 申請書の様式

申請書の様式第四を以下のウェブサイトからダウンロードし、同じページの記入例を見て作成してください。

(<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>)

② 申請書記載事項・添付書類

<申請書記載事項>

- 受託者の法人等保有口座の口座番号及び口座名義人の名称
- 信託の記録に係る JCM クレジットの数量及び識別番号

<添付書類>

- 登記事項証明書 (発行日から 3 ヶ月以内のもの、内国法人名称、本店等所在地、代表者氏名についての記載があれば種類は問いません)
- 定款 (申請時点で最新のもの、原本証明は不要です)
- 申請の原因を証明する書面 (当該申請に係る事項が記載された書面に利害関係人の記名、押印又は署名のあるもの。提出者の原本証明は不要です。)

③ 送付先

- 申請書および添付書類を JCM 指定実施機関（JCMA）の以下のメールアドレスに件名を指定して送付してください。

jcma-registry@gec.jp

Subject: 【JCM 登録簿：様式第四】 申請者名

④ 振替の申請・手数料の納付

信託の記録を抹消して JCM クレジットを国内移転する場合、同時に JCM クレジットの振替の申請を行う必要があります。その手続きについては「(10) JCM クレジットの振替の申請（法人等保有口座間の移転の場合・様式第十）」を参照してください。（ただし、政府保有口座に移転する場合は「JCM 登録簿システム操作マニュアル」を参照してください。）

(b) 【信託の記録を抹消して受託者の固有財産にする場合】

① 申請書の様式

申請書の様式第四を以下のウェブサイトからダウンロードし、同じページの記入例を見て作成してください。

(<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>)

② 申請書記載事項・添付書類

<申請書記載事項>

- 受託者の法人等保有口座の口座番号及び口座名義人の名称
- 信託の記録に係る JCM クレジットの数量及び識別番号

<添付書類>

- 登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの、内国法人名称、本店等所在地、代表者氏名についての記載があれば種類は問いません）
- 定款（申請時点で最新のもの、原本証明は不要です）
- 申請の原因を証明する書面（当該申請に係る事項が記載された書面に利害関係人の記名、押印又は署名のあるもの。提出者の原本証明は不要です。）

③ 送付先

- 申請書および添付書類を JCM 指定実施機関（JCMA）の以下のメールアドレスに件名を指定して送付してください。

jcma-registry@gec.jp

Subject: 【JCM 登録簿：様式第四】 申請者名

④ 手数料の納付

手数料の納付は不要です。

(5) 受託者の変更による振替等申請（様式第五）

① 申請書の様式

申請書の様式第五を以下のウェブサイトからダウンロードし、同じページの記入例を見て作成してください。

(<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>)

② 申請書記載事項・添付書類

<申請書記載事項>

- 前受託者の法人等保有口座の口座番号及び口座名義人の名称
- 新受託者の法人等保有口座の口座番号及び口座名義人の名称
- 振替等に係る JCM クレジットの数量及び識別番号
- その他「信託の記録に係る事項」に記載すべきもの、但し受託者の名称及び住所に代えて新受託者の名称及び住所を記載

<添付書類>

- 登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの、内国法人名称、本店等所在地、代表者氏名についての記載があれば種類は問いません）
- 定款（申請時点で最新のもの、原本証明は不要です）
- 受託者の変更を証明する資料（当該申請に係る事項が記載された書面に利害関係人の記名、押印又は署名のあるもの。提出者の原本証明は不要です。）

③ 送付先

- 申請書および添付書類を JCM 指定実施機関（JCMA）の以下のメールアドレスに件名を指定して送付してください。

jcma-registry@gec.jp

Subject: 【JCM 登録簿：様式第五】 申請者名

④ 振替の申請・手数料の納付

信託の委託者から信託の受託者への JCM クレジットの振替により当該 JCM クレジットが信託財産となる場合、同時に JCM クレジットの振替の申請を行う必要があります。その手続きについては「10. JCM クレジットの振替の申請（法人等保有口座間の移転の場

合・様式第十)」を参照してください。提出者は原則として前受託者です。新受託者から提出する場合は相談願います。

(6) 信託の記録の変更の申請（様式第六）

① 申請書の様式

申請書の様式第六を以下のウェブサイトからダウンロードし、同じページの記入例を見て作成してください。

(<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>)

② 申請書記載事項・添付書類

<申請書記載事項>

- 受託者の法人等保有口座の口座番号及び口座名義人の名称
- 信託の記録の変更に係る JCM クレジットの数量及び識別番号
- その他「信託の記録に係る事項」に記載すべきもの

<添付書類>

- 登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの、内国法人名称、本店等所在地、代表者氏名についての記載があれば種類は問いません）
- 定款（申請時点で最新のもの、原本証明は不要です）
- 申請の原因を証明する書面（当該申請に係る事項が記載された書面に利害関係人の記名、押印又は署名のあるもの。提出者の原本証明は不要です。）

③ 送付先

- 申請書および添付書類を JCM 指定実施機関（JCMA）の以下のメールアドレスに件名を指定して送付してください。

jcma-registry@gec.jp

Subject: 【JCM 登録簿：様式第六】申請者名

④ 手数料の納付

手数料の納付は不要です。

(7) 法人等保有口座の記録事項の証明申請（様式第七）

① 申請書の様式

申請書の様式第七を以下のウェブサイトからダウンロードし、同じページの記入例を見て作成してください。

(<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>)

② 申請記載事項・添付書類

【内国法人の場合】

＜申請書記載事項＞

- 申請日、記載事項の証明を求める法人等保有口座の口座番号
- 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地
- 請求の内容（記録事項の全部又は一部。記録事項の一部の証明を請求する場合には、請求に係る JCM クレジットの数量及び識別番号）

＜添付書類＞

- 登記事項証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの、内国法人名称、本店等所在地、代表者氏名についての記載があれば種類は問いません）
- 定款（申請時点で最新のもの、原本証明は不要です）

【外国法人の場合】

＜申請書記載事項＞

- 申請日、記載事項の証明を求める法人等保有口座の口座番号
- 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語表記（添付書類に英語表記がある場合はそれと合っていること）
- 口座名義人の代表電話番号（添付書類に代表電話番号がある場合はそれと合っていること）
- 口座名義人の代表者の署名
- 請求の内容（記録事項の全部又は一部。記録事項の一部の証明を請求する場合には、請求に係る JCM クレジットの数量及び識別番号）

＜添付書類＞

- 英語又は日本語による、口座名義人の名称、代表者氏名、住所及び口座名義人が本国で適法に設立及び存在することについて記した本国官庁の認証がある文書
- 英語又は日本語による、公証人の認証等で原本の正写であることが示された口座名義人の代表者のパスポートの写し又は公的機関が発行した署名証明書
- 英語又は日本語ではない文書を添付する場合は、当該文書を英語又は日本語に訳した文書及び当該訳について公証人が認証した宣誓書

③ 注意事項

- 記載事項の証明書の発行日付は、申請書を受領し発行手続きが完了した時点となり

ます。将来の日付指定（月末など）を希望する場合は相談願います（証明書の内容は日本標準時（JST）の平日 9 時半～17 時半の間のご希望の時点で確定致します）。

④ 送付先

- 申請書および添付書類を JCM 指定実施機関（JCMA）の以下のメールアドレスに件名を指定して送付してください。

jcma-registry@gec.jp

Subject: 【JCM 登録簿：様式第七】 申請者名

⑤ 手数料の納付

- 記録事項証明の発行には手数料（1,200 円）の納付が必要です。手数料は、指定の銀行口座への振込により納付してください。振込先の銀行口座の情報は申請をいただいた後にご連絡いたします。

⑥ 申請後の処理

- 記載事項の証明書の発行が完了後、JCM 指定実施機関（JCMA）から郵送にて証明書をお送り致します（処理完了メールは送られません）。

(8) 法人等保有口座の廃止申請（様式第八）

① 申請書の様式

申請書の様式第八を以下のウェブサイトからダウンロードし、同じページの記入例を見て作成してください。

(<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>)

② 申請書記載事項

【内国法人の場合】

< 申請書記載事項 >

- 申請日、口座の閉鎖を求める法人等保有口座の口座番号
- 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地

< 添付書類 >

- 登記事項証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの、内国法人名称、本店等所在地、代表者氏名についての記載があれば種類は問いません）
- 定款（申請時点で最新のもの、原本証明は不要です）

【外国法人の場合】

＜申請書記載事項＞

- 申請日、口座の閉鎖を求める法人等保有口座の口座番号
- 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語表記（添付書類に英語表記がある場合はそれと合っていること）
- 口座名義人の代表電話番号（添付書類に代表電話番号がある場合はそれと合っていること）
- 口座名義人の代表者の署名

＜添付書類＞

- 英語又は日本語による、口座名義人の名称、代表者氏名、住所及び口座名義人が本国で適法に設立及び存在することについて記した本国官庁の認証がある文書
- 英語又は日本語による、公証人の認証等で原本の正写であることが示された口座名義人の代表者のパスポートの写し又は公的機関が発行した署名証明書
- 英語又は日本語ではない文書を添付する場合は、当該文書を英語又は日本語に訳した文書及び当該訳について公証人が認証した宣誓書

③ 注意事項

- 法人が消滅する場合には必ず法人等保有口座の閉鎖申請を行ってください。
- JCM クレジットの残高がある場合には、法人等保有口座の閉鎖の申請をする前にその全部を他の口座に移転する必要があります。

④ 送付先

- 申請書および添付書類を JCM 指定実施機関（JCMA）の以下のメールアドレスに件名を指定して送付してください。

jcma-registry@gec.jp

Subject: 【JCM 登録簿：様式第八】 申請者名

⑤ 手数料の納付

手数料の納付は不要です。

⑥ 申請後の処理

- 法人等保有口座の閉鎖が完了後、JCM 指定実施機関（JCMA）から電子メールで手続き完了を英文で通知します。

(9) ログインID・パスワード再発行／初期化申請（様式第九）

① 申請書の様式

申請書の様式第九を以下のウェブサイトからダウンロードし、同じページの記入例を見て作成してください。

(<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>)

② 申請書記載事項

【内国法人の場合】

<申請書記載事項>

- 申請日、申請内容
- 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語表記（添付書類に英語表記がある場合はそれと合っていること）、並びにそれぞれの日本語表記（添付書類の日本語表記と合っていること）
- JCM クレジットの取得、保有及び移転を行う担当者 (Account Holder: AH) の氏名、電子メールアドレス、部署の名称、所在地、及び電話番号の英語表記、並びに必要項目の日本語表記

<添付書類>

- 登記事項証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの、内国法人名称、本店等所在地、代表者氏名についての記載があれば種類は問いません）

【外国法人の場合】

<申請書記載事項>

- 申請日、申請内容
- 口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語表記（添付書類に英語表記がある場合はそれと合っていること）
- 口座名義人の代表者の署名
- JCM クレジットの取得、保有及び移転を行う担当者 (Account Holder: AH) の氏名、電子メールアドレス、部署の名称、所在地、及び電話番号の英語表記

<添付書類>

- 英語又は日本語による、口座名義人の本国で適法に設立及び存在することについて記した本国官庁の認証がある文書
- 英語又は日本語による、口座名義人の代表者が当該法人を代表する権限があることを示す役員名簿等の文書
- 英語又は日本語による、公証人の認証等で原本の正写であることが示された当該

法人の代表者のパスポートの写し又は公的機関が発行した署名証明書

- 英語又は日本語ではない文書を添付する場合は、当該文書を英語又は日本語に訳した文書及び当該訳について公証人が認証した宣誓書

③ 注意事項

- 再発行又は初期化の完了後、JCM 指定実施機関（JCMA）から電子メールで手続き完了を英文で通知します。また、再発行の場合は、ログイン ID、ログインパスワード、OTP（ワンタイムパスワード）を記載した英文の通知書を、申請書に記載された担当者にメールします。
- この通知書は大切に保管してください

④ 送付先

- 申請書および添付書類を JCM 指定実施機関（JCMA）の以下のメールアドレスに件名を指定して送付してください。

jcma-registry@gec.jp

Subject: 【JCM 登録簿：様式第九】 申請者名

⑤ 手数料の納付

手数料の納付は不要です。

(10)JCM クレジットの振替の申請（法人等保有口座間の移転の場合・様式第十）

① 申請書の様式

申請書の様式第十を以下のウェブサイトからダウンロードし、同じページの記入例を見て作成してください。

(<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/Procedures.html>)

※2025 年 3 月 31 日以前に法人等保有口座を開設された方のうち、誓約書を未提出の方は、誓約書もあわせてご提出をお願いします。

誓約書には、日本国 JCM 登録簿を利用頂くにあたり誓約頂きたい事項（JCM クレジットの二重計上及び二重使用の禁止、情報の提供、免責事項への同意など）を定めています。誓約書の様式は以下のウェブサイトからダウンロードし、作成してください。作成に当たっては、1 頁目に（法人にあっては代表者の方の、個人にあっては当該個人の方の）登録印の押印又は署名をお願い致します。なお、原本のご提出は不要ですので、当該押印又は署名された誓約書のスキャンした PDF ファイルをご提出ください。

https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Procedures/letter_of_commitment.docx

② 申請書記載事項

【内国法人の場合】

<申請書記載事項>

- 申請日
- 移転元口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語表記（添付書類に英語表記がある場合はそれと合っていること）、並びにそれぞれの日本語表記（添付書類の日本語表記と合っていること）
- 移転元の法人等保有口座の口座番号、口座名義人の名称
- 移転先の法人等保有口座の口座番号、口座名義人の名称

<添付書類>

- 登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの、内国法人名称、本店等所在地、代表者氏名についての記載があれば種類は問いません）
- 定款（申請時点で最新のもの、原本証明は不要です）

【外国法人の場合】

<申請書記載事項>

- 申請日
- 移転元口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地の英語表記（添付書類に英語表記がある場合はそれと合っていること）
- 移転元の法人等保有口座の口座番号、口座名義人の名称
- 移転先の法人等保有口座の口座番号、口座名義人の名称

<添付書類>

- 英語又は日本語による、口座名義人の本国で適法に設立及び存在することについて記した本国官庁の認証がある文書
- 英語又は日本語による、口座名義人の代表者が当該法人を代表する権限があることを示す役員名簿等の文書
- 英語又は日本語による、公証人の認証等で原本の正写であることが示された当該法人の代表者のパスポートの写し又は公的機関が発行した署名証明書
- 英語又は日本語ではない文書を添付する場合は、当該文書を英語又は日本語に訳した文書及び当該訳について公証人が認証した宣誓書

③ 送付先

- 申請書および添付書類を JCM 指定実施機関（JCMA）の以下のメールアドレスに件

名を指定して送付してください。

jcma-registry@gec.jp

Subject: 【JCM 登録簿：様式第十】 申請者名

④ 手数料の納付

- JCM クレジットの移転には手数料（2,500 円）の納付が必要です。手数料は、指定の銀行口座への振込により納付してください。振込先の銀行口座の情報は申請をいただいた後にご連絡いたします。
- ただし、2020 年以前に実現した排出削減・吸収に由来するもので、2025 年 4 月 1 日以降に発行された JCM クレジットの移転に関しては手数料の納付は不要です。

⑤ 注意事項

- 手数料の納付が必要なクレジットと、不要なクレジットを、同一の申請書にて申請しないようご注意ください。万が一、手数料の不要なクレジットの振替申請に対して手数料を納付した場合、手数料の返還に応じることができない恐れがあります。

6 日本国 JCM 登録簿の利用可能時間

- 日本国 JCM 登録簿は、24 時間利用できます（日本国 JCM 登録簿上の時間表示はグリニッジ標準時 (GMT) であるため、-9 時間で表示されることにご注意ください）。システムの保守等の理由で、日本国 JCM 登録簿の運用の停止、休止、中断等を行うことがあります(その際は、日本国 JCM 登録簿のウェブサイト上でお知らせします)。

7 情報公開について

以下の事項は、口座簿省令第 16 条に基づき、日本国 JCM 登録簿のウェブサイトにおいて英語で公開します。口座の残高や振替記録が公開されることはありません。

- 法人等保有口座の口座名義人の名称、本店等の所在地

上記の公開情報についてはリスト形式で公開します。公開されたリストは以下の URL をご参照ください。

<https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Summary/Summary.html>

8 フィッシング詐欺について

日本国 JCM 登録簿の管理者等の名前を騙った電子メールを口座名義人に送り、偽のウェブサイトにアクセスさせることにより、口座名義人の情報を盗み取るようなフィッ

シング詐欺を防止するため、以下の点にご注意ください。

- いかなるメールにおいても、付されているリンクを通じて日本国 JCM 登録簿にアクセスすることは危険ですのでおやめください。
- 日本国 JCM 登録簿のウェブサイトへは <https://www.jcmregistry.go.jp/>と直接入力してアクセスし、お気に入りに登録してください。
- 日本国 JCM 登録簿にログインする際は、ログイン画面のブラウザに表示されるカギマーク（画面の右上もしくは右下に表示されます）をダブルクリックして証明書を表示し、以下の点をご確認ください。
 - ▶ 発行先が www.jcmregistry.go.jp であること
 - ▶ 発行者が DigiCert であること
 - ▶ 有効期間内であること

問い合わせ先

日本国 JCM 登録簿に関する問い合わせ先は、JCM 指定実施機関（JCMA）の以下のメールアドレスに件名を指定して送付してください。

- jcma-registry@gcc.jp
Subject: 【JCM 登録簿：問い合わせ】申請者名

9 改定履歴

日付	改定内容
2015年11月13日	初版
2016年9月16日	改定履歴の追加。 5.2(2) 記載事項の変更申請（旧様式第二）の申請書記載事項の内容を修正。
2019年8月26日	改定履歴の追加。 ・ログイン ID・パスワード再発行／初期化申請に関する記載の追記 ・5.1②環境省担当窓口の電話番号変更 ・8 証明書発行者の変更
2022年3月15日	モンゴル国システム利用に伴う情報追加。 ・5.1②モンゴル国の情報追加
2025年4月1日	改正地球温暖化対策推進法の施行に伴う修正。
2025年6月10日	誓約書の URL を記載

